

「摩耶山活性化事業」 事業助成金に関する要綱

(趣旨・目的)

- 第1条 この要綱は、地域住民の摩耶山への愛着を深め、摩耶山の活性化を図ることを目的とし、区民が中心となって活動している「摩耶山再生の会」(以下、「当会」という。)が行う、摩耶山活性化事業(以下、「当該事業」という。)に要する経費の一部を灘区役所が助成することに関し、必要な事項を定める。
- 2 第3条の助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(団体)

- 第2条 当会とは、前条に掲げる目的を達成するために、当該事業を実施する複数の団体により構成された組織で、区長が認めたものをいう。

(助成金)

- 第3条 区長は、当会に対し、摩耶山の活性化に要する経費の一部を助成することができる。

(助成の要件)

- 第4条 助成の対象となる当該事業の内容は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。
- (1) 摩耶山に関する情報収集と発信
 - (2) 摩耶山の活性化に向けた事業
 - (3) 政治事業、宗教事業または営利を主目的とした事業でないこと
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること

(助成金申請の手続き)

- 第5条 当会は、第3条の助成金を受けようとするときは、助成金交付申請書(様式第1号)とこれに記載する必要書類を区長に提出しなければならない。

(事業の変更等)

- 第6条 当会は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定により計画変更の申請を受けた場合には審査を行い、計画変更を承認する場合は計画変更承認通知書(様式第2-2号)、助成金交付決定を取り消す場合は助成金交付決定取消通知書(様式第2-3号)により当会に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第7条 区長は、第5条の申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請にかかる助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定をする。
- 2 区長は、交付決定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成する必要があるときは、条件を付するものとする。

- 3 区長は交付決定の内容及びこれに付した条件を、助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該助成金の交付の申請をした当会に通知するものとする。
- 4 区長は、助成金交付決定通知書を受けた当会より、助成金請求書による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

（交付決定の取り消し）

第8条 区長は、助成金交付または助成金交付決定通知を受けた当会が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付をうけたとき
- (5) その他、区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき

（助成金の返還）

第9条 前条により、交付決定の一部または全部を取り消した場合において、区長は助成金交付決定取消通知書（様式第2-3号）により、当会に通知するものとする。当該取り消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当会はその支払われた助成金の過払い額を区長の指定する納付期限までに返還しなければならない。

（実績報告書の提出）

第10条 当会は、事業終了後、必要書類を添えて実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（助成金の確定及び返還）

第11条 区長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに助成金の交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するとともに、様式第5号による助成金確定通知書（兼助成金返還通知書）により当会に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による確定額が第7条の規定により既に交付した助成額に満たないときは、様式第5号による助成金確定通知書（兼助成金返還通知書）により、期限を定めてその差額の返還を命じるものとする。

（細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、まちづくり課長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日に施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。